

# 指定廃棄物保管庫が完成(龍ヶ崎塵芥処理組合内)

## 指定廃棄物とは

2011年3月に起きた東京電力福島第一発電所の事故によって、放射性物質が放出され、生活ごみ等に付着し、それを焼却し焼却灰を凝縮した結果、1kg当たり8,000ベクレルを超える飛灰が発生した。これは国が責任をもって処理するために環境大臣が指定したもの。  
(作業員が1日8時間、年間250日の半分を廃棄物のそばで作業すると、年間追加被曝線量が1ミリシーベルト以下となるのが1kgあたり8,000ベクレルとされている。)

## 茨城県・龍ヶ崎市での保管量

3.11から6年が経過しましたが、茨城県全体では3,643トン、龍ヶ崎塵芥処理組合では181.5トンを保管している。国の責任で集中保管・処理をしようとしていたが、処分場が建設出来ず、それぞれの処理施設で仮置き状態となっています。龍ヶ崎塵芥処理組合では、フレコンバックに詰め、建物内で保管していましたが、今回地元の要望もあり、環境省が保管庫を建設しました。

### 再測定された結果

(費用 約5千万円)

8,100 ベクレル	57.8t
6,300 ベクレル	62.3t
4,700 ベクレル	61.5t



幅 8m×奥行 20m×高 5.11m  
壁・天井厚 30cm 一体型  
ドアや壁の繋ぎ目は無い

点検口にはコンクリート板の上に土嚢が置かれている。年に1回作業員が入り点検する。

ハッチには15cmコンクリート板が二重に置かれている。出し入れはここからクレーンで作業する。内部の移動にはフォークリフトをクレーンで入れる。

- 内部は今回フレコンバック(丈夫な物)を従来のフレコンバックに被せ、3段積になっている。放射線の高い順に奥から格納。
- 保管について協定を結んでいる地元地域にも、内容を知らせている。

## 今後の方向

国は8,000ベクレルを下まわった物は、指定解除して現地で最終処分していいとの方針をしめている。

龍ヶ崎市及び地元は8,000ベクレル以下となっても、指定解除せず、国の責任で別の処分場で最終処分するよう求めている。日本共産党市議団も同様の要求をしています。